

かいはし

JITCO JOURNAL

4

2023.April
Vol.153

技能実習制度の見直しに関するアンケートを実施しました
交通安全は日頃の交通安全意識が大切

|| <連載 外国人材の現場から>
|| 第3回 アジア技術交流協同組合 / Atos 株式会社



かけはし

JITCO JOURNAL



2023.4 Vol.153

表紙の写真：カムタン・ウォーター・ココナッツ村(ベトナム・ホイアン)

ベトナム・ダナン市の南方30kmに位置する古都ホイアンは、世界文化遺産としても登録されており、古くて美しい町並みや、毎月旧暦の14日に行われるランタン祭りなどで有名です。画像はホイアンから3キロメートルほど離れた場所にある、カムタン・ウォーター・ココナッツ村。バスケットボードに乗りながら見上げる水椰子の森は、異国情緒に溢れ、旅行気分を盛り上げてくれます。

CONTENTS

- √ p.1 技能実習制度の見直しに関するアンケートを実施しました
- √ p.4 〈連載 外国人材の現場から〉
第3回 アジア技術交流協同組合／Atos 株式会社
- √ p.7 外国人材の受入れに関するQ&A
- √ p.8 交通安全は日頃の交通安全意識が大切
- √ p.10 〈連載 外国人材 今とこれから〉
第3回 外国人雇用のマネジメント
- √ p.14 第31回 外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール作品募集のご案内
- √ p.15 JITCO開催の2023年度養成講習について
- √ p.16 JITCO News
- √ p.18 海外情報
- √ p.19 交通安全教育用DVDを発売
- √ p.20 技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり
- √ p.24 JITCO Information

技能実習Days

●株式会社岡本技研 ●みやぎオーバースー協同組合 ●日本メカニック株式会社

技能実習制度の見直しに関するアンケートを実施しました

2022年12月、JITCOは監理団体、実習実施者、登録支援機関、特定技能所属機関、送出機関を対象に、技能実習制度と特定技能制度についてのアンケート調査を実施し、両制度を実際に利用している方々の“ナマの声”を集めた調査結果としてとりまとめ、関係省庁・機関に提出しました。

本記事では、アンケート結果のうち、特に注目すべき点をご紹介します。

ご多忙のところ、アンケート調査にご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。

※調査結果の全文はJITCOホームページ掲載の報告書をご覧ください。
(<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/23467/>)



1. アンケート目的・概要

■ 調査目的

政府の有識者会議において、技能実習及び特定技能制度の在り方に関する検討が開始されたことを踏まえ、両制度の運営に実際に携わる方々の意見を集約し、今後の議論の参考に資する。

■ 調査期間

- ①国内機関:2022年11月1日(火)から11月18日(金)まで
- ②送出機関:2022年11月14日(月)から11月30日(水)まで

■ 回答依頼先

- ①国内機関:JITCO賛助会員2,099機関及びその傘下企業
- ②送出機関:主要送出国(ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国、タイ、カンボジア、ミャンマー)の145機関

■ 回答数

- ①国内機関:688、②送出機関:77

■ 関係省庁等への提出

調査結果を、2022年12月に関係省庁・機関に提出しました。

2. 調査結果の注目点

現行制度に対しては肯定的評価が否定的評価を上回る

国内機関 (2ページ、 図1・2)	<ul style="list-style-type: none">・技能実習、特定技能とも、「よい点と悪い点がそれぞれあり、評価が難しい」が最多となったものの、「肯定的評価(高く評価できる+おおむねよい制度といえる)」の割合はそれをやや上回るとともに、「否定的評価(よい制度とはいえない+まったく評価できない)」を大きく上回りました。・「実習実施者、特定技能所属機関」の方が、「監理団体、登録支援機関」よりも、現行制度を肯定的に評価する傾向がみられました。
送出機関	<ul style="list-style-type: none">・「肯定的評価(高く評価できる+おおむねよい制度といえる)」の割合は技能実習で96.1%、特定技能で73.1%に達しました。・技能実習の「権利保護の仕組み」「給料は約束通り支払われる」といった項目が高い評価を得ていたことが特徴的です。

図1 国内機関による現行の技能実習制度に対する評価【一つを選択】

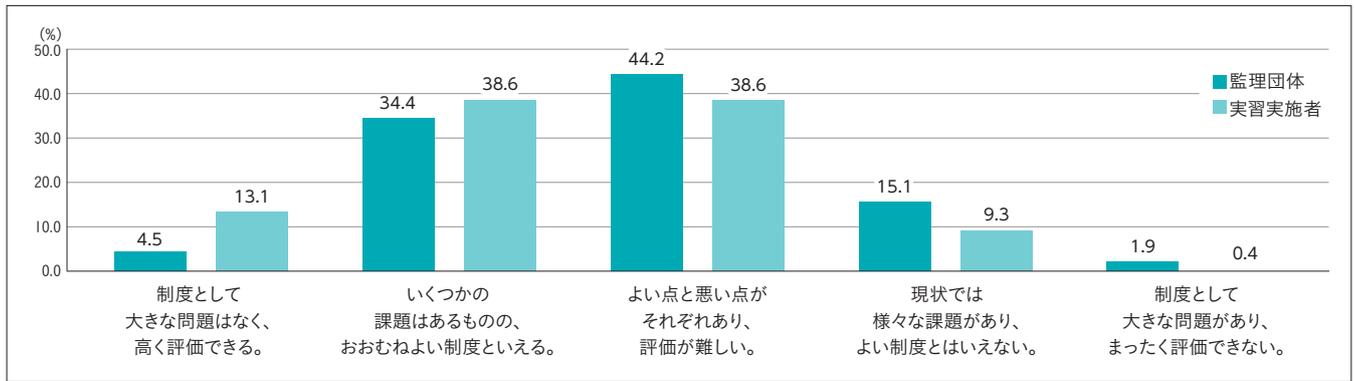
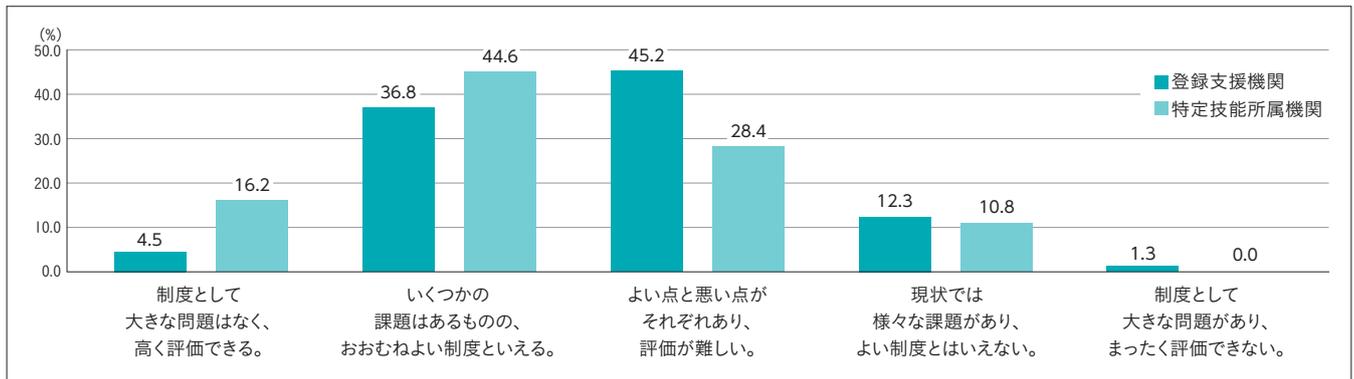


図2 国内機関による現行の特定技能制度に対する評価【一つを選択】



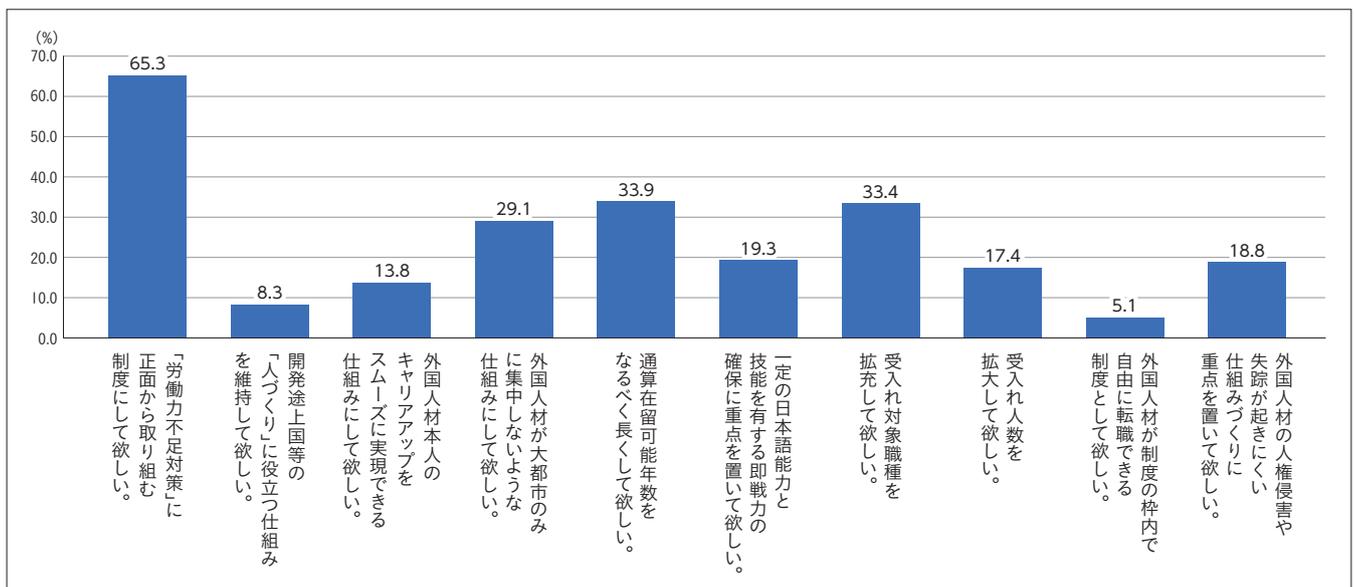
今後の制度の在り方については「両制度を並存させるべき」との意見が最多

国内機関の意見では、「技能実習、特定技能の両制度の特長を活かしつつ、連結性を高めて並存させるべき」が最多の37.1%を集め、「両制度を統合すべき」の21.2%を大きく上回りました。

海外の送出機関も国内機関と同様、「両制度の特長を活かしつつ、連結性を高めて並存させるべき」が最多の40.4%で、「両制度とも現行の仕組みを維持すべき」の32.7%と合わせると、73.1%が両制度の「並存維持」となりました。

制度見直しに期待するポイントについては、国内機関の65.3%が「『労働力不足対策』に正面から取り組む制度にして欲しい」と回答しました。(図3)

図3 制度見直しに期待するポイント(国内機関)【最大三つを選択】



自由記載欄にいただいたご意見の一部を紹介します。

国内機関

- ・国際貢献にとらわれず、労働人口減少、特に地方の人材不足を直視して、諸外国の制度を参考に、日本の発展のために幅広い外国人材を受け入れる制度にして欲しい。
- ・技能実習の団体監理型は実習実施者への監理、技能実習生への生活指導等の監理体制が確立されている。その仕組みを活かしていわゆる団体監理型特定技能制度を検討すべき。
- ・問題点の改善はすべきだが、よい実習生やよい実習実施者に混乱が生じない見直しにして欲しい。制度自体が問題ではなく本制度を悪用する者が介在できない環境づくりが必要。
- ・自己都合による失踪、就業態度不良、喧嘩、ギャンブル等、実習生側の問題も数多いが、そうした不良外国人材に対処できる制度が必要。
- ・一部の不正行為により、悪い制度とみられるのは残念。人権侵害は厳罰化で対応すべき。

送出機関

- ・技能実習制度は監理団体と企業の責務が明確だったため、コロナ禍で企業が大変な時も監理団体がケアを行い、放り出される技能実習生は非常に少なかった。大変感謝しているし、技能実習制度は本当に素晴らしいと実感した。一方、特定技能制度は単なる労働者としての扱いとなっており、保護の観点はないようにみえる。

上記のほか、現行制度の課題として「手続きが複雑すぎる」「優良な団体・企業は手続きや提出書類の免除を認めて欲しい」など、制度の簡素化を求める声も多数寄せられました。

なお、お寄せいただいた意見はすべて関係省庁、機関にお届けしています。

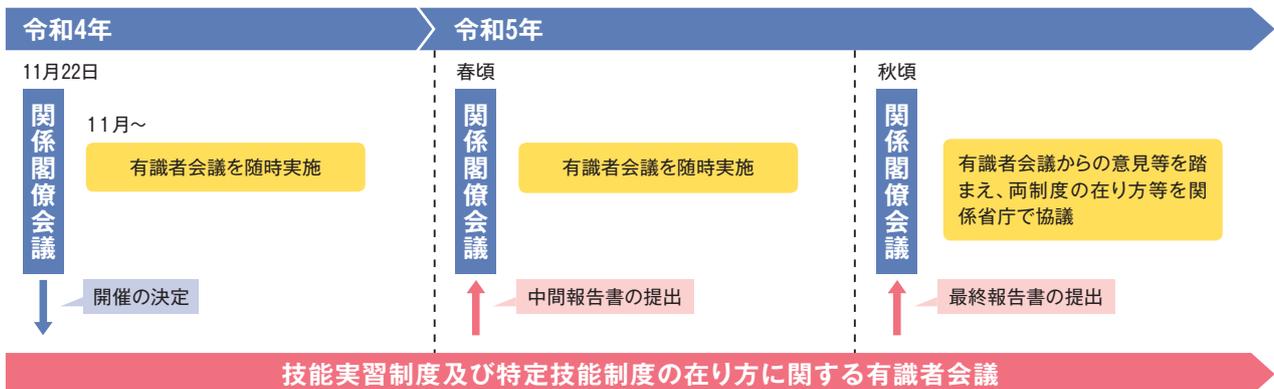
技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する検討の動向

●これまでの経緯

- ・根拠法附則に基づく見直し時期(技能実習:2017年11月施行の5年後、特定技能:2019年4月施行の2年後)
- ・2022年2～7月に「特定技能制度・技能実習制度に係る法務大臣勉強会」開催
- ・2022年11月、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を設置

●今後のスケジュール

(入管庁資料より引用)



有識者会議の配付資料等は入管庁のウェブサイト(https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00033.html)にて公開されていますので、ご確認ください。

●制度見直しへのJITCOの取組について

- ・2023年2月24日、JITCOは有識者会議よりヒアリングを受け、今回のアンケート結果を踏まえて意見を述べました。
- ・最新情報が公表される都度、ホームページ等でご案内いたします。
- ・制度見直しに向けて、全国での改定説明会実施、新制度に適應した支援サービス展開等の検討を進めます。

／なるほど! 好事例!／

外国人材の現場から

第3回

アジア技術交流協同組合

アジア技術交流協同組合（通称^{アセア}ASEA）は、東京都港区に本部を置く、インドネシア人技能実習生の受入れを得意とする優良監理団体です。2017年頃から本格的に受入れを開始し、受入れ企業や実習生へのサポートに対する評判の高さや紹介の多さから、年々傘下企業数や受入れ人数を増やし、建設、食品、ビルクリーニングなどの職種で現在1,000名を超える技能実習生・特定技能外国人が在籍しています。インドネシアにとりわけ熱い思いを寄せる下茅亮代表理事率いるASEAは、責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）2021年上半期活動報告会で優秀賞を受賞したり、「経営者に紹介したい外国人受入れ支援団体」第一位に選ばれたり、業界内でも注目を集めています。

今回は、インドネシアからの受入れについてと、監理団体として工夫している取り組みについて、下茅理事のほか、依田哲主任、インドネシア人スタッフのナディア・セフティアン・ラフマダニ（Nadia Septian Rahmadani）さんにお話をうかがいました。組合理念は「世界中の人や企業にチャンスを提供する」。

なぜインドネシアなのか

もともとIT企業グループに勤め、海外法人へのコンサルティングや長期出張でインドネシアに滞在した経験のある下茅代表。当時感じた経済格差や貧困地域の現状、そんな地域に生まれた若者がどうすればチャンスを掴むことができるかを考えていた時、監理団体の運営を任せたいとヘッドハントされました。当初は受入れ企業を探すのに苦労されたようですが、インドネシア人技能実習生の人柄や、ASEAのサポート体制が評判を呼び、徐々に多くの受入れ先を紹介されるようになりました。



ASEA下茅亮代表理事

インドネシア人材のどんなところが日本企業に評判なのか、ナディアさんにうかがうと、「控えめで真面目な人が多いことや、宗教的・文化的に年上を敬い、上下関係を大切にすることが日本企業に馴染みやすい」と話してくれました。ただし、不満などがあっても周りに気を遣っていわないことも多いので、企業



インドネシア人スタッフの
ナディアさん

との間に入って実習生に丁寧にヒアリングして調整するのが、監理団体の役割だと下茅代表は考えています。

実習実施者に選ばれる理由

実習実施者にも技能実習生にも安心してもらえるようにとASEAが取り入れたのが、チーム制で実習実施者を担当する仕組みです。実習実施者1社に対し、日本企業の事情がわかる日本人1名と実習生の気持ちを汲みとるインドネシア人1名がチームとして企業担当となり、企業と実習生をそれぞれフォローしています。

技能実習生の受入れの工夫についてうかがったところ、Googleクラスルームや独自アプリを利用した日本語教育をはじめ、現地での選抜時に各実習実施者の「つらい」業務リストをあえて作成して、候補者に事前に確認してもらうことで、入国後のトラブルや離職を防ぐなど、様々な取り組みをご紹介いただきました。これらの入国前・入国後のきめ細かいサポートが、実習実施者からの評判に繋がっているようです。

監理団体の「働き方改革」

監理団体として技能実習生のサポートをしていると、実習生の終業後に面談に行ったり、病気や事故、コロナ対応などで深夜や週末に突発的に対応したりする必要が出てきま

す。ASEAではこのような場合にスタッフが柔軟に対応できるよう、数年前からフレックスタイム制を導入しました。「全スタッフが必ず出勤するコアタイムは火曜日の午前中だけで、それ以外は各スタッフが担当企業などの都合にあわせて好きな時間に働いています」と依田



依田哲主任

主任。

最後に技能実習制度の見直しについて下茅代表に聞くと、「技能実習制度は外国人本人が体系的に守られている制度であり、必ずしも特定技能のほうが労働者の人権が守られるとは考えていません。転職の柔軟性など、技能実習の課題については見直して、今よりよい制度になっていって欲しいと思っています」と前向きに答えてくださいました。

Atos 株式会社

今回お話をうかがったのは Atos 株式会社（埼玉県加須市）の渡邊直也代表取締役。「誰もみたくもない最先端建設企業」として、土木建設の受注の傍ら、最新テクノロジーの導入や教育・人材育成に注力しています。福島県白河市には Atos Village という、教育訓練のみならず、先端 ICT/IoT 実証や農業・林業・エネルギー対策などを実践する、スマート・エコビレッジを運営・開発中。最先端の様々な取り組みを行う渡邊代表の建設業についてのビジョンや、技能実習生との関わりについて取材しました。

建設会社として目指す姿

渡邊代表がまず話してくれたのは、いかに日本の建設業の未来を形づくるかということでした。「日本人の若者が建設業に定着しないのは、仕事が大変ということだけではなく、そもそも仕事が〈おもしろくない〉からです」と渡邊代表。まずは全社員がわくわくできるような会社づくりを目指しました。



ATOS株式会社
渡邊直也代表取締役

建設業界では高齢化が進み、2025年までにはベテラン層が大量に引退し人手不足が一層深刻になると予想されています。渡邊代表自身も現場監督時代の同僚が70代の人ばかりで、いつまで経っても自身が最年少という経験をしているので、人手不足に耐えられる建設業界を目指して、ICT施工などのDX化に積極的に取り組み、たとえば現場での気付きをそのままデジタルツールやサービスの開発・販売に活かして事業に繋げます。さらに、若手がそのような先端技術を学べば、単なる上から下への技術伝承だけではなく、若手が現場をリードして教える側にまわることもできて、「若手が輝く」現場がつけられるとの思いもあるようです。

技能実習生の受入れについて

技能実習生の受入れ開始は、会社設立から2年後の2017年。経済成長の著しい東南アジアの若者を受け入れたいと検討していた中で、インドネシアに決めたのは、インドネシアが親日国であることと、何よりASEAとの出会いがあったか

らだそうです。ASEAのインドネシアに対する熱い思いを聞いて、実際にインドネシアを訪れてみると、農村部と日本との貧富の差や、そこから抜け出すために日本に来たいという技能実習候補生のパッションに圧倒され、彼らの成長をみてみたいとの気持ちから受入れを決めたそうです。渡邊代表は今ではインドネシアにも会社を設立し、若者に技術訓練やビジネスマナー教育をしています。将来的には彼らに日本で働いてもらったり、あるいは日本の建設会社がインドネシアで建設工事を受注する際、一緒に仕事ができるようになれば、と考えているそうです。

技能実習生との交流

「受入れ当初から、社員みんなが家族のように技能実習生と接しているので、すぐにうちとけて、特に困ったことはなかった」と渡邊代表。社員全員での飲み会やバーベキューを開催したり、宮古島や温泉へ社員旅行に行ったり、スノーボードを一緒に楽しんだりしながら、在籍する11人の実習生が皆、日本人社員の中に自然に溶け込んでいる様子がうかがえました。受入れに関する懸念を強いて挙げるとすれば、円安やコロナ禍での事前教育の質の低下、他には建設業に必須である技能講習が外国人にとって言語や料金面で不便であること等があるそうです。技能講習の問題については、渡邊代表自ら解決すべく運営を開始した、Atos Villageでも一部の講習を実施し、その後のトレーニングも受けられるよう整備していくようです。

渡邊代表は今後も技能実習生を受入れ、技能実習生だけでなく、若手の育成やDXなど、建設業内の好循環をつくりていきたいと語ってくださいました。

Interview インタビュー

インドネシア出身で31歳のセプティヨノ(Septiyono、通称セプ)さんは、Atos 株式会社の実習生の中でリーダー的存在。技能実習3号を終えたところで、インタビューから数日後には帰国予定です。5年間日本で暮らしただけあって、すべて日本語で答えてくれました。



技能実習生のセプティヨノさん

ーインドネシアのどちらの出身ですか？

「中部ジャワ州のウォノソボという県です。ジョグジャカルタからは車で3時間くらいの場所です」

ー日本のことは昔から知っていましたか？どうして日本に来たいと思いましたか？

「日本に技能実習生として来ることができるというのは、友達から聞いて知りました。日本は綺麗な国だし、仕事のやり方を学びたいと思って来日を決めました」

ー日本に来て驚いたことはありますか？

「街にゴミがなく、とても綺麗だと思いました。あと、大きなカラスがいて、インドネシアにはいない鳥なので驚きました」

ー日本の生活はどうでしたか？食べ物や週末はどうしていますか？

「週末は他の実習生と出かけたり、みんなで一緒に料理をつ

くったりします。実習生同士で電車に乗って、大宮や東京・上野のアメ横に行って、調味料を買ったりしました」

「好きな日本の食べ物は、牛丼と唐揚げです。米も美味しいです。豚肉は食べないので、お店で食べ物を買うときは豚肉を使っていないか店員に自分で聞いて確認します」

ー旅行などで日本国内のどこかに行きましたか？

「社員旅行で連れて行ってもらった沖縄・宮古島は、海がとても綺麗でした。日本で一番好きな場所です。それから富士山にも登ったし、京都や大阪にも行きました」

「また、社長にスノーボードを教えてもらったことをきっかけに、自分でもやるようになり、先日実習生や友達60人近くで集まってバスを借りて、スノボに行きました」

ーもうすぐ5年間の実習を終えて帰国ですが、帰国後の予定はありますか？

「3月に結婚することが決まっています。実家が農家なので、日本で貯めたお金で田んぼを買いたいですが、自分は土木の仕事の続けたいです」



スノーボードと一緒にいった友人らと、雪の中で。

外国人材の受入れに関する Q&A

特定技能の在留資格で入国しようとする外国人の中には、過去に技能実習生として在留していた方々があります。今回はそうした帰国生の受入れに関する相談の中から、多く寄せられる質問二つと、2023年3月31日に経過措置が終了した、中小企業の割増賃金率に関するもう一つの質問について、内容をご確認いただく趣旨も含め、改めてご案内します。

Q1 当社が特定技能で斡旋しようとしている外国人は、7～8年前に3年間の技能実習を終えて帰国したと聞いています。「基礎2級」の合格通知を持っていますが、これは特定技能で在留するための何らかの証明書類になりますか。

A1 現在の技能実習制度が施行される前（2017年11月より前）の旧技能実習制度においても、技能実習の1号から2号に移行するには技能検定等の評価試験を受け、合格する必要がありました。「基礎2級」というのは当時の技能検定の名称で、現在の「基礎級」にあたります。ちなみに2号の1年目から2年目に進む際には「基礎1級」の受検が推奨されていました（現在は実施していません）。

したがって、その方がお持ちの合格通知は、技能実習修了者が特定技能に移行するための要件、
①技能実習2号（2年10ヶ月以上）を良好に修了
②技能検定3級相当の技能評価試験に合格
のいずれについても証明書類とはなりません。

Q2 以前当社で実習をしていた元技能実習生から、当時JITCOに発行してもらった「技能実習修了証」をなくしたのでコピーが残っていないかと問い合わせがありました。特定技能で再来日したいらしいので、再発行してあげてくれませんか。

A2 「技能実習修了証書」は、JITCOが厚生労働省からの受託事業として、2018年3月まで技能実習2号期間（2年間）の8割を超えた技能実習生に対して発行していたもので、現在は発行していません。また、過去の修了証書のコピーや個人データ等も、現在は一切保有していません。

同修了証書はQ1での要件①②を満たす記載内容とはなっていませんが、特定技能制度が創設されてからこのような依頼が継続的に、特に元技能実習生から多く寄せられています。関係者の皆様におかれましては、同様の問い合わせがあった場合は、これらの事情をお伝えいただけますと幸いです。

Q3 中小企業の割増賃金に係る経過措置が終わったとのことですが、具体的に何が変わったのですか。

A3 2010年の労働基準法の改正により、1ヶ月に60時間を超える時間外労働には、50%以上の割増賃金率が課されることとなりました。ただ、この引き上げは大企業にのみ課され、影響の大きさから中小企業には猶予されていました。

しかし、2019年4月に施行された働き方改革関連法で中小企業の猶予措置の終了が決まり、これにより2023年4月1日からは、中小企業も60時間を超える時間外労働には50%以上の割増率で賃金を支払うことになりました。

◆2023年4月1日から適用

	1ヶ月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

↑
25%（2023年3月31日まで）

1ヶ月の起算日から時間外労働時間を累計していき、60時間を超えた時点から、50%以上の割増率で計算した賃金を支払わなければなりません。

例) 月70時間の残業をさせた場合の割増賃金の計算

1時間当たりの賃金×60時間×25%
+1時間当たりの賃金×10時間×50%

なお、健康確保の観点から、60時間を超える時間外労働を行った者に対しては、引き上げ賃金の代わりに有給休暇（代替休暇）を与えることも可能です。（この場合には労使協定が必要になります。）

割増賃金率の改定や代替休暇制度の創設にあたっては、就業規則や賃金規程の見直しが必要になる場合がありますので、あわせてご確認ください。

また、技能実習制度においては、月ごとの時間外労働等の合計を、80時間を超えて延長する場合には変更認定、時間外労働を45時間を超えて延長する場合には届出が必要となりますのでご注意ください。

■お問い合わせ先

実習支援部相談課 03-4306-1160

交通安全は 日頃の交通安全意識が大切

一般財団法人 日本交通安全教育普及協会 普及事業部次長 彦坂 誠



街中の何気ない風景には様々な交通違反が見受けられます。「少しだけなら大丈夫」、「急いでいるから」、「そもそも危険な交通行動である認識がない」など、その理由は様々です。しかし、ほんの一瞬で他人の命を奪うこともあり得るのが「交通事故」です。昨年1年間で30万件以上の交通事故が発生し、35万人以上が負傷し、2,610人の尊い命が失われました。すべての人にとって、決して他人事ではなく、自分事として捉えることが大切です。

1 安全を相手にゆだねない

交差点では、多くの方が信号待ちでスマートフォン(スマホ)をみています。青信号になり、スマホに視線を落としたまま歩き始める人が多くいますが、青信号での横断は本当に安全なのでしょうか。歩きスマホで周囲の安全確認を怠れば、すれ違う横断歩行者と衝突するかもしれません。相手が高齢者であれば、転倒して骨折する可能性もあります。自転車が猛スピードで走行してきて衝突する、右左折してきた自動車の運転者が前方左右の柱(ピラー)の死角内にいるあなたに気付かず衝突することも考えられます。周囲の状況や安全を確認しながら通行することが必要で、「安全を他人にゆだねる」ことは大変危険です。

2 自転車は「車の仲間」

自転車で歩道を通り、歩行者用信号に従って横断歩道上を通行する……。多くの方が日常的に行っている通行方法ですが、自転車は軽車両という「車の仲間」であり、車道通行が原則です。歩道通行が可能な場所かどうかは道路標識等によって示され、子供や高齢者等を除き、あくまでも例外的に通行できるにすぎません。自転車の交通ルールは自動車のものと似通っていますが、とても複雑です。決して「気軽な乗り物」などではなく、万が一に備えた自転車保険等への加入も重要です。



3 自転車安全利用五則

新型コロナウイルス感染症流行によって、人々の生活様式も大きく変わりました。企業や学校での在宅勤務やオンライン学習、自転車によるフードデリバリーなど、密を避ける交通手段としての自転車が注目されています。こうしたことを背景に、交通事故に占める自転車関与の割合も増加し、2022年11月1日には、新しい「自転車安全利用五則」が発表されました。

最初に発表された「自転車安全利用五則(2007年7月10日)」の冒頭には、「自転車は車道が原則、歩道は例外」という文



言が掲げられており、車両意識が薄れてしまった自転車の利用方法に対して意識改革を迫るものでした。

今回、改訂された「自転車安全利用五則」は、

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

となっており、自転車事故の現状を鑑み、事故防止のためのポイントをまとめた内容になっています。

4 自転車安全利用五則のポイント

①の文言は自転車の通行場所と方法、②は交通事故が多い交差点の安全な通行方法を示しています。信号機のある交差点では、単に信号を守るだけでなく安全確認が重要であること、信号機のない交差点では一時停止の標識標示に従ったうえ、安全確認することが重要であることを示しています。一時停止標識標示の先は優先道路となっているケースが多く、一時停止しなければ交通事故に直結する大変危険な場所でもあるのです。③・④番目は夜間無灯火での走行と飲酒運転の危険性。最も大きな変更点である⑤は、自転車乗用中の死亡事故を防ぐため、すべての自転車利用者にヘルメット着用が努力義務化されたことを示しています。これまでは子供を対象としたヘルメット着用（その保護者に努力義務）でしたが、その対象が「すべての自転車利用者」に変更されました。自転車乗用中死者の約6割は頭部損傷が致命傷です。「あの時、ヘルメットさえ着用していれば」では遅いのです。努力義務は罰則がないため重要ではないと考えがちですが、罰則がなければ着用しなくてもよいなどということはありません。

5 日頃からの交通安全意識と教育が重要

自分が交通事故に遭う、と考えて行動する人はなかなかいません。しかし、道路を通行する以上、交通他者と衝突する危険性も生じます。自転車で1秒間スマホをみているだけで5メートル以上進みます（時速20キロメートルの場合）。もし、歩道上であれば、歩行速度の4倍以上の速さで歩行者と衝突することとなり、その衝撃で相手を死亡させてしまう恐れもあるのです。この機会に交通ルールを再確認していただき、災害安全のように、日頃から交通安全意識を高く持つことが望まれます。

技能実習や特定技能など、様々な在留資格で日本に滞在されている外国人の皆さんは、「日本の交通ルールが自国のルールと異なる」と感じられることも多いことでしょう。中には、「日本人でも知らない」「その危険性が理解されていない」といったこともたくさんあります。監理団体や実習実施者の皆さんも、外国人の皆さんと一緒に最新の交通ルールについて学び、交通安全意識を高めて、安全で安心な生活を送りましょう。

《ご案内》

JITCOは交通安全について学ぶ新しい動画教材「Q&Aで覚える 日本の交通安全～歩行と自転車のルール～」を制作しました。同教材では日本交通安全教育普及協会の監修を受けています。DVD版のご購入に関しては19ページをご覧ください。

外国人雇用のマネジメント～多様性の視点から～

東海大学 教養学部 人間環境学科教授 万城目 正雄

1 はじめに

厚生労働省が2023年1月末に公表した2022年の「『外国人雇用状況』の届出状況」(10月末現在)によると、日本で雇用されている外国人の数は、前年比5.5%増の182万2725人。(表1参照)コロナ禍の水際対策の影響により、0.2%増とほぼ横ばいで推移した前年から伸び率が回復し、2007年の届出義務化以降、過去最高を更新しました。外国人を雇用する事業所数も同じく過去最高を更新し、298,790所となりました。

日本における外国人雇用が毎年のように過去最高を

更新するペースで増加しています。これは日本企業が、自社の従業員の「多様性」を受け入れることによって、労働力を確保・育成する機会が増えていることを意味するのではないのでしょうか。しかし、それを実践するのは簡単なことではないでしょう。技能実習生・特定技能外国人を雇用する事業所、支援や管理を担う監理団体や登録支援機関の皆様は、外国人が持つ異なる背景、多様な価値観を受け入れることによって生じる課題をどのように回避・軽減し、円滑な外国人の雇用と経営の活性化をいかに実現するか、そのマネジメントに試行錯誤を積

表1 外国人労働者数(在留資格別)

(単位:人)

	2020年	2021年	2022年	構成比	対前年増減率
外国人労働者総数	1,724,328	1,727,221	1,822,725	100.0%	5.5%
専門的・技術的分野の在留資格(注2)	359,520	394,509	479,949	26.3%	21.7%
うち技術・人文知識・国際業務	282,441	291,192	318,850	17.5%	9.5%
うち特定技能	7,262	29,592	79,054	4.3%	167.1%
特定活動(注3)	45,565	65,928	73,363	4.0%	11.3%
技能実習	402,356	351,788	343,254	18.8%	-2.4%
資格外活動	370,346	334,603	330,910	18.2%	-1.1%
うち留学	306,557	267,594	258,636	14.2%	-3.3%
身分に基づく在留資格	546,469	580,328	595,207	32.7%	2.6%
うち永住者	322,092	345,460	357,434	19.6%	3.5%
うち日本人の配偶者等	95,226	98,881	99,639	5.5%	0.8%
うち永住者の配偶者等	15,510	16,589	17,126	0.9%	3.2%
うち定住者	113,641	119,398	121,008	6.6%	1.3%
不明	72	65	42	0.0%	-35.4%

注1: 各年10月末現在。

注2: 「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

注3: 在留資格「特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

出所:厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況」より作成。

表2 産業別技能実習生数の推移

(単位:人)

	2020年	2021年	2022年	構成比	対前年増減率
技能実習生総数	402,356	351,788	343,254	100.0%	-2.4%
建設業	76,567	70,488	70,489	20.5%	0.0%
製造業	218,069	180,137	167,702	48.9%	-6.9%
情報通信業	278	249	197	0.1%	-20.9%
卸売業、小売業	31,257	28,257	27,889	8.1%	-1.3%
宿泊業、飲食サービス業	3,646	3,270	3,495	1.0%	6.9%
教育、学習支援業	39	34	32	0.0%	-5.9%
医療、福祉	6,523	10,247	14,063	4.1%	37.2%
サービス業(他に分類されないもの)	12,500	11,368	10,932	3.2%	-3.8%
その他(上記に該当しないもの)	53,477	47,738	48,455	14.1%	1.5%

注1: 各年10月末現在。

注2: 産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

出所:厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況」より作成。

み重ねていることと思います。

そこで本稿では、外国人雇用について、「多様性」をキーワードに検討したいと思います。厚生労働省の「『外国人雇用状況』の届出状況」から2022年の技能実習生・特定技能外国人の状況を確認したうえで、最近公表された外国人雇用の事例集で紹介されている、実践例を紹介することとします。

2 2022年の外国人技能実習生・特定技能外国人数

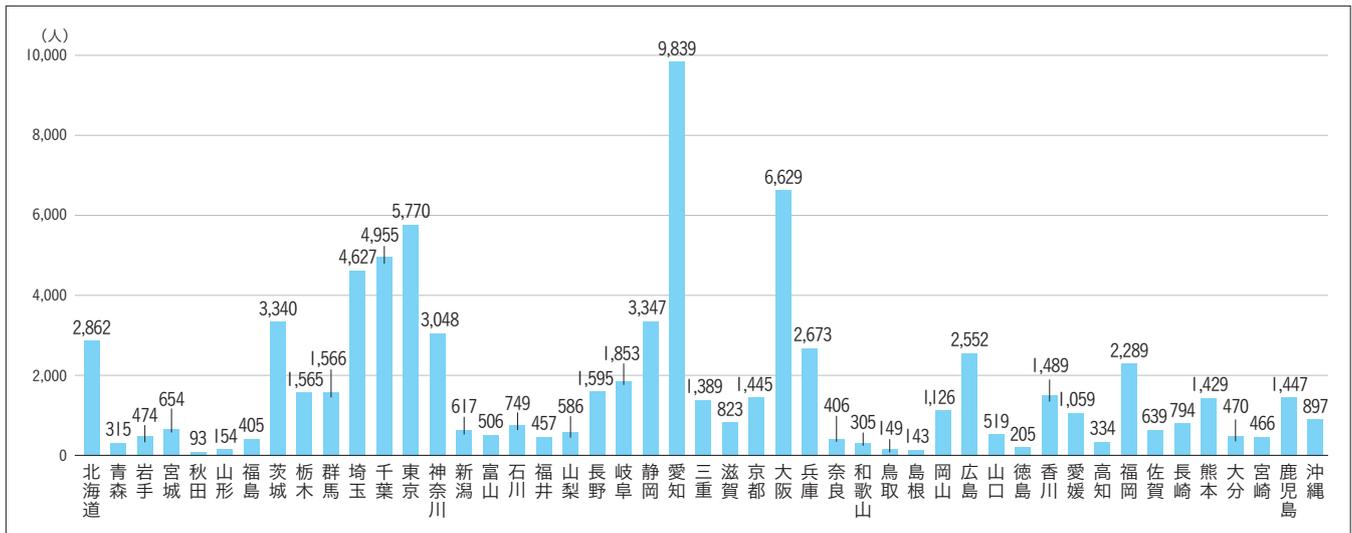
それでは、2022年の技能実習生・特定技能外国人の雇用状況を確認してみましょう。

厚生労働省の「『外国人雇用状況』の届出状況」(10月末現在)によると、2022年の技能実習生数は前年比2.4%減の343,254人、コロナ禍の入国制限により技能実習生は2年連続で減少となりました。その一方で、コロナ禍で帰国困難となった技能実習修了者などに付与された「特定活動」の在留資格により就労する外国人が前年比11.3%増となり、2022年は73,363人となりました。

「特定技能」で就労する外国人は、前年比167.1%増と大幅に増加し、2022年には79,054人となりました。

産業別では、技能実習生の48.9%が製造業、20.5%が建設に従事。近年の特徴として、医療・福祉、つまり介護分野の技能実習生の増加が著しい点が挙げられます。医療・福祉の技能実習生は、2020年の6,523人から2022年には14,063人へと大幅に増加しています。(表2参照)

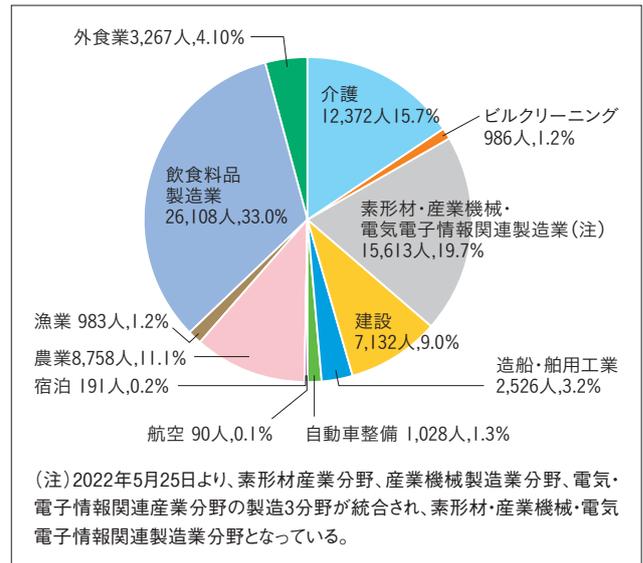
図2 都道府県別特定技能外国人数 (2022年)



出所:厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況」より作成。

特定技能外国人の受入れの多い分野トップ3は、飲食料品製造業33.0%、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業19.7%、介護15.7%となっています。(図1参照) この3分野を合計すると、特定技能外国人の68.4%となります。

図1 特定産業分野別特定技能外国人 (2022年)



出所:厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況」より作成。

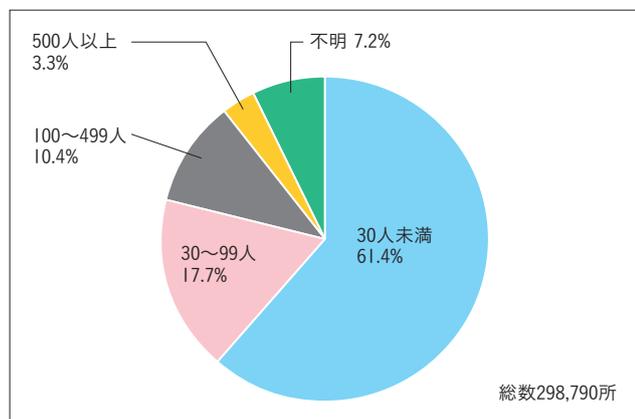
ここで都道府県別の特定技能外国人数を確認してみましょう。

特定技能外国人が就労している都道府県は、愛知県、大阪府、東京都の順に多く、この3都府県で総数の28.1%を占めています。特定技能外国人は、大都市圏で就労する者が多いという傾向がみられることが特徴といえるでしょう。(図2参照)

3 外国人雇用と多様性

2022年の外国人を雇用する事業所の従業員規模をみると、中小企業の割合が高く、従業員30人未満が全体の61.4%、30～99人が17.7%、100～499人が10.4%、500人以上が3.3%となっています。(図3参照)従業員規模の小さな事業所で外国人の雇用が増加する傾向がみられます。

図3 外国人雇用事業所数(事業所規模別、2022年)



出所:厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況」より作成

このように、外国人を新たな戦力として迎え入れようとする中小企業が増加しています。その結果、地域の産業にとって外国人労働者が必要不可欠な存在になっているという声が聞こえてくるほど、日本で外国人雇用の重要性が高まっています。

その背景には、人口減少が及ぼす影響があるといえるでしょう。日本の総人口が2008年をピークに減少に転じてから15年を迎えようとしています。人口減少社会の到来が現実のものとして実感されるようになる中、「求人難」が企業の経営課題として浮上するようになり、その解決策として、特に日本の中小企業において、外国人の雇用の拡大を通じた従業員の国籍の「多様性」が広がっているのです。

こうした中、人材の「多様性」(これを英訳した「ダイバーシティ」)を企業の活性化または競争力強化のチャンスと捉え、経営戦略として推進しようとする考え方が提起されるようになっていきます。

たとえば、経済産業省は、少子高齢化の中で人材を確保し、多様化する市場ニーズやリスクへの対応力を高めるため、「ダイバーシティ経営」を推進しています。具体的には、ダイバーシティ経営を、「多様な人材を活か

し、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営」(経済産業省ホームページ「ダイバーシティ経営の推進」)と定義しています。

ここでいう多様な人材には、性別、年齢、国籍、障がいの有無などだけでなく、キャリアや働き方などの多様性も含むことが明記されています。つまり、多様性には、「表層的多様性」と「深層的多様性」があると指摘しているといえるでしょう。

外国人雇用は、国籍、人種の違いとなりますので、目にみえる属性の多様性(「表層的多様性」)となります。しかし、多様性を企業経営の活性化に結び付けていくために、目にはみえない価値観(個性や文化的背景等)、スキルと知識、言語などの内面的なもの(「深層的多様性」)がより重要だと指摘されています。単なる人手不足対策という後ろ向きなスタンスで多様性を捉えるのではなく、異なる価値観や文化的背景を持つ外国人の雇用により、これまでの価値観にとらわれないアイデアを生み出していくという発想の転換が必要であるということです。すなわち、「いかにして深層的多様性を企業の活性化・競争力の向上に繋げるか」「これを実現するために、どのような取り組みを進めるべきか」を検討することが求められているといえるでしょう。

次に、日本の中小企業はいかにして、外国人雇用に取り組んでいるかについて、技能実習生・特定技能外国人雇用の実践例を読者の皆様と共有したいと思います。

4 実践例から学ぶ

地域における外国人雇用の増加を背景に、中小企業における外国人雇用のメリットや職場環境整備のノウハウ・経験を共有するために地方公共団体が事例集を作成・公表するようになっていきます。

今回は、福岡県福祉労働部労働局労働政策課「福岡県外国人材受入事例集」(令和3年度外国人材受入企業等労働環境整備支援事業)令和4年3月より、技能実習生・特定技能外国人雇用の実践例を抜粋して紹介したいと思います。

1 外国人材がキャリアを選択 「10年計画で実習生に新たな道を」

株式会社まちだ(福岡県直方市・鳶・足場仮設工事、従業員32名うち外国人12名・技能実習12名(ベトナム))

・外国人材受入れの目的・きっかけ・受入れてめざすもの

「当社が手がけるのは50年以上前に造られた橋や鉄道設備の大規模改修に伴う、鳶・足場仮設工事です。こういった分野は、この先途上国でも必ず求められる技術。当社で人材を育成すれば、将来的な国際貢献に繋がるのでは……。そう思ったのがきっかけです。実際当社にとってもメリットがあると感じましたので、7年前に実習生の受入れを決めました」。

・働きやすい環境づくりへの取組内容

「外国人材も大切なスタッフの一人。気持ちを理解し信頼関係を深めるため、週1回の交換日記を実施。テーマを決め、心配事や要望等、様々なことを書いてもらいます。そして、月に1回、通訳・管理職を交えた定例会を行っています。地元のお祭りへの出店やイベントへの参加など、地域との交流も楽しんでいます」。

・取組の効果

「実習生にはそれぞれの目標や事情があるため、当社では実習生自身がキャリアを選択できる、当社独自の“10年カリキュラム”を用意しています。長期在留を希望する場合は、特定技能取得を後押し。その後も、車の運転免許や玉掛け等の技能資格の取得を、会社負担で推進しています。10年後以降の可能性を広げるお手伝いをしています」。

2 「もっとココで働きたい」 老舗が育む、実習生との理想の関係

株式会社あらい(福岡県古賀市・食鳥肉卸売、従業員62名、うち外国人14名・技能実習12名・特定技能2名(ベトナム))

・外国人材受入れの目的・きっかけ・受入れて目指すもの

「当社の事業は、日々の暮らしに不可欠であると、私たちは自信を持っております。ですがその反面、内臓の処理加工等、難しい業務も多く、担い手が少ないのも事実です。そこで目を向けたのが技能実習生制度。長年培ってきたノウハウを学び、母国で活かしていただきつつ、私たちの業務に関わってもらえたら……。そう考えた

のが、実習生受入れの始まりです」。

・働きやすい環境づくりへの取組内容

「住まいは一人一部屋とし、プライベートな時間・空間を確保。業務では、情報伝達役のリーダーを任命。先輩から後輩への技術のアドバイスや知識の継承もうまく機能しています。また、地元の市が開催する日本語教室への参加をサポート。誕生日にちょっとした物を贈ったりと、心の繋がりも大切にしています」。

・取組の効果

「最初は〈作業に関する指示・伝達〉そして、〈日本基準の細かな衛生管理への対応〉について不安に感じていました。ですが、それは取り越し苦労。実習生の皆さんは、しっかりと目標を持って日本を訪れており、積極的に日本語を覚えて技術を身に付け、仕事へも一生懸命取り組んでいます」。

5 おわりに

今回は、厚生労働省の『外国人雇用状況』の届出状況から2022年の外国人雇用の状況を確認しました。そのうえで、日本の中小企業が、外国人雇用の拡大を通じて、採用する人材と働き方の多様性を高めていることに着目し、ダイバーシティ経営の考え方を紹介しました。そして、地方自治体が作成・公表した技能実習生・特定技能外国人雇用の実践例から、言葉や文化の違いを乗り越えながら、それを経営の活力に結び付けようとする中小企業の取り組みを紹介しました。本稿が、少しでも外国人雇用に携わる皆様の参考になれば幸いです。

(参考文献)

尾崎俊哉(2017)『ダイバーシティ・マネジメント入門—経営戦略としての多様性』ナカニシヤ出版

佐藤博樹・武石恵美子・坂爪洋美編(2023)『シリーズダイバーシティ経営—多様な人材のマネジメント』中央経済社

東海大学 教養学部人間環境学科教授 万城目 正雄(まんじょうめ・まさお)



主な著書に『移民・外国人と日本社会』(共著、原書房、2019年)、『インタラクティブゼミナール新しい多文化社会論』(共編著、東海大学出版部、2020年)、『岐路に立つアジア経済—米中対立とコロナ禍への対応(シリーズ:検証・アジア経済)』(共著、文眞堂、2021年)などがある。政府、政府機関、公益法人の委員等を務め、メディアでも発言が取り上げられている。

第31回 外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール 作品募集のご案内

JITCOでは、今年も日本語作文を募集します。皆様からの積極的なご応募をお待ちしております。



2022年度第30回日本語作文コンクール表彰式記念写真

1. 応募資格

募集期間内に日本に在留する外国人技能実習生又は研修生の方

※2023年4月3日現在で、特定活動や特定技能を含む他の在留資格で在留される方は対象になりません。

2. 募集期間

2023年4月3日(月)～2023年5月12日(金)

締切日消印有効

3. テーマ

特定のテーマを設けませんので、自由にお書きください。

4. 使用言語

日本語

5. 作品形式

A4サイズの400字詰め原稿用紙3枚分の自筆作文（縦書きでも横書きでも可）

原稿用紙の枠外に、必ず作品題名と氏名を記入してください。

※パソコン・ワープロ使用による原稿及びコピー原稿は受け付けません。
※筆記用具の指定はありません。文章がはっきり読めるよう濃く書いてください。

6. 賞

最優秀賞（4名程度）…表彰状及び賞金（5万円）

優秀賞（4名程度）…表彰状及び賞金（3万円）

優良賞（12名程度）…表彰状及び賞金（2万円）

佳作（15名程度）…賞金（1万円）

※入賞作品は「日本語作文コンクール優秀作品集」に掲載します。
なお応募者名簿は掲載いたしませんのでご了承ください。
※優秀作品集の冊子は、入賞者と同所属機関、賛助会員の皆様に無料で差し上げます。
またJITCO ホームページにPDF版を掲載します。

7. 入賞発表

所属機関を通じて入賞者に通知するとともに、2023年8月中旬にJITCO ホームページで発表する予定です。

8. 応募方法及び応募宛先

応募は一人1点で、自作自筆の未発表作品に限ります。

応募用紙の作成方法が便利になります!

詳細はJITCO ホームページ「お知らせ」または「日本語作文コンクールのご案内」に掲載している「[応募情報登録と応募用紙作成のご案内](#)」をご参照ください。

<https://www.jitco.or.jp/>

- ① JITCO ホームページのご案内に掲載している「[応募情報登録フォーム](#)」(Excel)をダウンロードし、応募情報登録一覧を以下の専用サイトから送信してください。

※送信専用サイトはこちら

(公開期間 2023年4月3日～5月12日)

<https://ws.formzu.net/fgen/S595765395/>



- ② 同フォームから、指定の応募用紙を印刷してください。
- ③ 応募用紙を応募作品に必ず添付して以下の宛先に郵送してください。

【応募宛先】

〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5

五十嵐ビルディング11階

公益財団法人 国際人材協力機構

日本語作文コンクール事務局

※作文原稿は郵送でのみ受け付けます。手順①の応募情報登録一覧送信時に原稿は添付しないでください。

※応募用紙に不備があると受け付けできません。

応募用紙の作成、添付については、監理団体や実習実施者で予めご確認ください。

9. 注意事項

- (1) 審査に関するお問い合わせには、一切お答えできません。
- (2) 募集要項に即していない作品は、審査の対象外となります。
- (3) 応募用紙に記載された個人情報、本コンクールの運営に必要な範囲内で利用します。
必ず「個人情報の取り扱いについて」をご確認いただき、同意のうえでご応募ください。
- (4) 応募作品は返却しません。
- (5) 応募作品の著作権はJITCOに帰属します。

※各国語版の募集案内は、JITCO ホームページ「JITCO 日本語教材ひろば」をご覧ください。 <https://hiroba.jitco.or.jp/>

■お問い合わせ先 日本語作文コンクール事務局 TEL: 03-4306-1184 FAX: 03-4306-1119

JITCO開催の2023年度養成講習について

技能実習法に基づく技能実習制度において、監理団体の監理責任者、外部役員等や実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員は、主務大臣から告示された養成講習機関が実施する、養成講習の受講が義務化又は推奨されています。JITCOは2017年9月8日に主務省庁（法務省及び厚生労働省）の告示により養成講習機関として認定公表され、同年12月から講習を開始してきました。本稿では、2022年度の実施状況と、2023年度のJITCOの養成講習開催エリア等をご案内します。

2022年度の実施状況

1. 実施状況

JITCOは、2022年度（2022年4月1日～2023年3月31日）において合計286回（監理責任者等講習を計50回、技能実習責任者講習を計107回、技能実習指導員講習を計67回、生活指導員講習を計62回）開催いたしました。



2023年2月に東京で行われた養成講習の様子

2023年度の養成講習実施エリア

講習区分	実施エリア
① 監理責任者等講習	関東エリア(1都7県)、中部・北陸エリア(9県)、近畿エリア(2府4県)、中国エリア(5県)、四国エリア(4県)、オンライン
② 技能実習責任者講習	全エリア(全都道府県)、オンライン
③ 技能実習指導員講習	
④ 生活指導員講習	

養成講習のお申込みはJITCOウェブサイトからのみとなります。最新の情報及び講習の実施日程は下記URLよりご確認をお願いいたします。

<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/training.html>

2023年度の留意点

1. 受講証明書の有効期間満了

養成講習に係る受講証明書の有効期間は、講習区分にかかわらず、交付日から3年以内と定められています。したがって、2020年度に養成講習を受講された方は、今年度、有効期間の満了日が到来しますので、有効期間を過ぎてしまうことがないように、開催予定をご確認のうえ、早めの受講を心がけてください。

2. 受講料の変更

2023年度から一般の方の受講料が変更となっております。

- 会場で受講の場合:13,000円(2022年度)
→ **12,000円**(2023年度から)
- オンラインで受講の場合:13,000円(2022年度)
→ **16,000円**(2023年度から)

なおJITCO賛助会員の方の受講料(8,000円)の変更はありません。

● 会場で受講の場合	
JITCO賛助会員	8,000円(消費税10%込)
一般	12,000円 (消費税10%込)
● オンラインで受講の場合	
JITCO賛助会員	8,000円(消費税10%込)
一般	16,000円 (消費税10%込)

※お振込みの際は、振込金額をお間違えないようご注意ください。

3. 養成講習における新型コロナウイルス感染防止の取り組みについて

養成講習の開催にあたり、JITCOは、新型コロナウイルス感染症に対する政府の基本方針を踏まえ、引き続き感染症拡大の予防に努めて参ります。なお、基本方針が変更になった場合は、別途ご案内いたします。

皆様にはご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

■ お問い合わせ先

講習業務部養成講習課 03-4306-1156

JITCO News

～JITCOの活動をピックアップしてご紹介～

新サービス「オンライン点検・取次」を開始しました

JITCOは出入国在留管理庁のオンライン申請に対応し、ペーパーレスで技能実習諸申請の点検・取次を行う新サービス「オンライン点検・取次」を開始しました。ご依頼時に在留カードを送る必要がなく、オンラインで24時間、申請できるこのサービスでは、点検・取次料は従来の半額です。ぜひご利用ください。

オンライン点検・取次

対象の手続き(すべて技能実習)	点検・取次料	オンライン点検・取次のメリット
<ul style="list-style-type: none">在留資格認定証明書交付申請在留資格変更許可申請在留期間更新許可申請	従来の半額の 1件(1人)あたり550円	<ul style="list-style-type: none">申請書類の印刷・郵送が不要24時間、申請可能依頼時の在留カードの送付が不要許可時のパスポート送付が不要

技能実習の試験実施機関情報交換会の開催について

JITCOは、技能実習評価試験の試験実施機関(全28機関)における情報交換会を2023年2月に開催いたしました。これは、技能実習法の施行後、技能実習評価試験(専門級・上級)の受検が義務化されたことで試験実施機関の重要性が高まるなか、従来実施されていた技能実習評価試験実施機関の担当者連絡会議が廃止され、試験実施機関の間の情報交換の場がなくなっていたことを受け、JITCOがその機会を設けることで、技能実習評価試験のより円滑な実施を支援すべく始めたもので、今回が2回目の開催となります。

第1回開催は2022年9月で、21機関46名がJITCO会議室またはオンラインで参加し、コロナ禍の技能実習生の入国状況、技能実習制度・特定技能制度の見直しの動向、試験実施の実務上の留意点などが議題に上がりました。

今回の第2回開催では、23機関46名が参加し、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議における検討状況、試験実施上の留意点、試験実施機関に対する厚生労働省の専門家会議ヒアリングの状況報告、来年度から始まるインボイス制度への対応などについて、活発な発言が交わされ、情報交換会終了後も参加された多くの試験実施機関が会場に残り、各々に情報を交換されていました。

なお、今回参加できなかった試験実施機関からも、試験の実施状況やインボイス制度の対応などの情報が寄せられ、また、次回以降の参加についても意欲を示されていました。

本記事に関するお問い合わせ先

- JITCO Newsについて JITCO本部 総務部広報室(☎03-4306-1166)
- 試験実施機関情報交換会について JITCO本部 実習支援部職種相談課(☎03-4306-1182)

中学生の職場体験学習を受け入れました

■ JITCO名古屋駐在事務所は、2023年1月下旬の3日間、名古屋市立丸の内中学校の職場体験学習を受け入れました。技能実習制度・特定技能制度の説明や地方出入国在留管理局への申請書類の取次業務の同行、セミナー開催、監理団体への訪問などを体験していただきました。

<職場体験学習の日程>

1日目:技能実習・特定技能及び取次制度の説明

2日目:名古屋入管同行、取次事務体験

3日目:セミナー開催、監理団体訪問体験

職場体験に参加したのは、「ナンプレ(数独)が好きな数学女子」という中学2年生の杉山翠^{みおな}音奈さん。苦手な教科は国語で、「大人になるまでに国語能力を高め、相手に正確に内容を伝えられるようになりたい」そうです。

体験1日目は、技能実習や特定技能の制度について学びました。今まであまり外国人の方と関わった経験がなく、体験前はこれらの外国人受入れ制度について知らなかったようですが、JITCOの説明を聞いて、「なぜ日本を選んでくれたのか」「受入れ先では日本語教育や文化の違いにどのように対応しているのか」など、関心を持ってくれたようです。

2日目は、JITCOの取次業務を体験しました。書類の取次事務や管理の作業を手伝い、名古屋入管への取次に同行しました。事務仕事の感想を聞いたところ、「地道な作業でも絶対にミスのないように気を付けていてすごい」とのこと。入管では、「たくさん外国の方がいて驚いた」と話してくれました。

3日目には、セミナー開催の準備や受付業務を体験したあと、監理団体である愛知商工連盟協同組合(本部:名古屋市東区矢田1-3-11)を訪問しました。そこでは、技能実習生の受入れ開始の経緯や、制度が国際貢献の一環にもなっていること、また、組合スタッフの半数以上が外国人であることなどについて、鹿島均代表理事が丁寧に教えてくださいました。

さらに、技能実習生を受け入れている社会福祉法人紫水会(本部:名古屋市北区名城3-2-12)の施設とオンラインで面談しました。杉山さんが「技能実習生と接する時に気を付けていることはありますか」と質問すると、受入れ担当の方は「外国人だからといって違うことはほとんどない。ただ、相手は日本語を勉強中なので、こちらが話す時は言葉を短く区切ってゆっくり話し、理解できているか表情をみて確認します。相手が話す時は、いいたいことをきちんと聞きとれるように、できるだけ言葉を引き出してあげられるように気を付けています」と教えてくださいました。また、日本の生活で驚いたことは?との問いに実習生のヌルさんは、「交通ルールやゴミ出しなど、色々なルールがミャンマーと違って驚いた」と日本語で教えてくださいました。

職場体験の感想について、「日本人では気付きにくい文化の違いがあると知った」「日本語では一文が長くなってしまいがちだが、外国人と話す時はわかりやすく短い文で話すとうれしかった」「仕事で外国の人と接する機会があるのは楽しそうだし、英語の勉強を頑張ろうと思った」と杉山さん。今回の体験を通して、「今後はもっと世界に目を向けていきたい」との思いを強くしたそうです。



名古屋入管での取次に同行する杉山さん



愛商連の皆さんと中学校で流行っているというピースサインで。

JITCOの活動

■ 駐日ベトナム大使館主催セミナー

2022年12月8日、駐日ベトナム大使館主催・JITCO後援にて、「日越人材協力 ベトナム労働者・技能実習生の福祉向上と日本への送出し促進」が開催されました。当日は114名(日本側参加者:105名、ベトナム送出国関:9名)が参加しました。

ベトナム側からは、日越双方において改善すべきところは改善し、さらに素晴らしい人材交流を促進したい旨の講演が行われました。JITCOからは、ベトナム経済の著しい成長や円安などの影響はあるものの、ベトナムは他国に比べると依然制度理解・事前教育体制などで優位性があると、説明しました。また、受入機関より、人材育成面における工夫や力点などの好事例の発表がありました。



セミナーの様子

■ インド人材セミナー:インド北東部

2023年1月25日、在日インド大使館はJITCOの後援により、「技能実習制度及び特定技能制度に係るインド人材セミナー:インド北東部」を開催しました。会場及びオンライン配信で行われ、合計約120名が参加しました。



インド外務省ラジクマール・ランジャン・シン次官

インド側からは、異なる言語・風習を持つ部族が混在する多文化のインド北東部に関する説明や、インド人材の潜在性をはじめ、技能実習制度や特定技能制度がさらに発展し、多くのインド人材が日本に来ることを期待している旨の講演が行われました。JITCOからは、海外労働人材の多角化、南アジア・中央アジアからの日本への入国増、東南アジアに近い文化を持つ民族が居住しており日本の文化や生活との親和性が高いと注目されているインド北東部人材のポテンシャルなどについて説明が行われました。また、監理団体及びインド人技能実習生より、インドからの受入れを始めた背景やインド人材の語学能力の高さ、技能実習の感想などが説明されました。なお、在日インド大使館は今後も定期的にセミナーを行う予定です。

■ 日本・インドネシア人材マッチングフェア

2023年1月27日に静岡県浜松市にて、日本インドネシア国交樹立65周年記念事業として、駐日インドネシア共和国大使館の主催、AP2LN(インドネシア送出国関連合体)・日本インドネシアビジネス協会・浜松インドネシア友好協会、KYODAI Remittance、JITCOの協力で、日本・インドネシア人材マッチングフェアが開催されました。



会場の様子

当日は、会場に約80社(日本側参加者:約50社、インドネシア側送出国関:約30社)が参加しました。会場には各送出国関のブースが並び、午前中から日本側参加者と送出国関との交流の機会が設けられ、活発な意見交換が行われていました。

■ お問い合わせ先

国際部 03-4306-1151

えっ! そうなの? 意外なルールがいっぱい 交通安全教育用DVDを発売

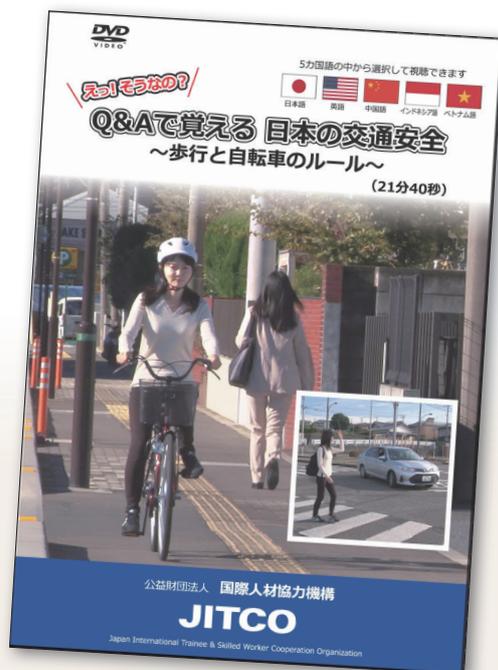


JITCO は新しい動画教材「Q&A で覚える 日本の交通安全～歩行と自転車のルール～」の DVD 版を発売しました。「技能実習」や「特定技能」などの在留資格で日本に滞在している外国人の皆さんが安心・安全に暮らせるよう、最新の交通ルールを学んでいただくための教材です。

クイズ形式を採用。「どこが間違っていますか?」といった問題に対し、その答えを考えたのち、解説を視聴しながら学ぶ構成としました。新しい道路交通法に対応するとともに、自転車保険加入の義務化などについても説明しています。日本語、英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語の5言語で制作、これを1枚のDVDに収録しました。

DVD の仕様

タイトル:「Q&A で覚える 日本の交通安全～歩行と自転車のルール～」
 収録言語: 日本語、英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語のナレーションとテロップ
 収録時間: 各言語とも 21 分 40 秒
 価格: トールケース入り DVD 1 枚 33,000 円(消費税込)
 JITCO 賛助会員は割引があります。



DVD を挿入した際、5ヶ国語から視聴する言語を選べます。



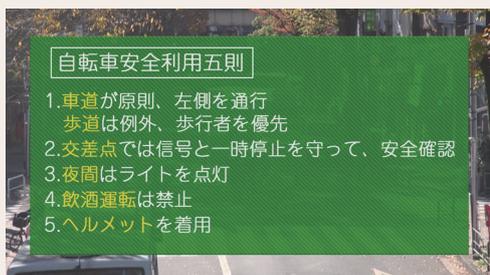
まずは、交通の基本ルールをおさらい。



クイズは全部で10問。考えながら、正しいルールが学べます。



電動アシスト付自転車の特性を理解して、正しく利用できるようアドバイスします。



新しい「自転車安全利用五則」に対応した、初めての動画教材です。

このDVDはJITCO教材オンラインショップ
<https://onlineshop.jitco.or.jp/>で
 お買い求めいただけます。





アジア各国結婚式事情

「6月に結婚すると幸せになれる」というヨーロッパの言い伝えから、6月の花嫁は「ジュンブライド」と呼ばれます。日本でもやはり6月は結婚式シーズンですが、他のアジアの国々ではどうでしょうか？今回は、文化に根付いた風習でもある〈結婚式〉が、どんな風に行われ、どんなマナーがあるのかなど、各国の結婚式事情をご紹介します。



Vietnam【ベトナム】

ファム・ラン・アイン(元 JITCO 母国語相談スタッフ)

人生で二番目に大事なベトナムの結婚式

「『水牛購入、結婚、マイホーム建築』は、男性にとって人生の3大行事だ」という言い回しがベトナムにはあります。農業が盛んなベトナムでは水牛は欠かせない動物ですので、水牛の購入は、今でいえば「就職」にあたるでしょう。そして、結婚は、人生で二番目に大切な行事にあたります。

結婚の行事は、今も昔もあまり変わっていないようです。

二つの家族及び二人の間で結婚に合意したら、行事を行う日々を決めるため、占い師に吉日を決めてもらいます。行事には、次のものがあります：Chạm ngõ(チャム・ゴー：顔あわせ)、Ăn hỏi(アン・ホイ：結納式)、Đám cưới(ダム・クオイ：結婚式)。

顔あわせでは、両家は文字通り初めて顔をあわせて、挨拶を交わします。その日に、結納式や結婚式の日程や結納にどんな物を納めるかを決めます。結納式が一番大切な儀式です。男性の家から女性の家に持参するものは様々ですが、欠かせないのがピンロウの実とキンマの葉(注：アジアやアフリカなど広い地域で行われている噛みたばこの一種。びんろうの実をキンマの葉に巻いて噛むもの)です。結納式を終えたあと、女性の家族は、現在では噛む人があまりいなくなった、ピンロウの実・キンマの葉とお菓子を持って隣近所、親しい友達に配り、「うちの娘はお嫁に行くのよ」という挨拶をします。結納式から結婚式までの期



結納に欠かせない、ピンロウの実・キンマの葉

間は家によって違いますが、一ヶ月以内に行うのが一般的です。

結婚式の当日には、新郎の母親が行う“Xin dâu”(シンザウ：嫁取り伺い)という儀式があります。この儀式が終了すると、新郎の母親は自宅に戻り、新郎とその付き添いの人達(主に新郎の家族・親族の方々や親しい友達)による“Đón dâu”(ドンザウ：新婦のお迎え)という儀式を行います。両家の代表が話をしている間、新郎新婦は新婦の家の先祖の仏壇でお祈りをします。終わったら、新婦は初めて皆の前に出て、挨拶をします。その後、新郎新婦は迎えのために用意された車に乗って、付き添いの方々はバスに乗って、新郎の家に行きます。新郎の家でも、新郎新婦は先祖の仏壇の前でお祈りをしてから、新しい生活を始める部屋に行きます。部屋に行く前に、子宝に恵まれるようにというおまじないとして、元気のよい子に頼んで、新郎新婦のベッドの上にちょっとだけ横になってもらうのが普通です。



新婦の家の仏壇で、先祖にお祈りする新郎新婦

この儀式のあとは、いよいよ結婚披露宴です。私が小さい頃のハノイでは、午前中の結婚式に親戚、親友、近所の方々を、それぞれの新郎新婦の家のお食事パーティーに招待して、午後には一般のお客さんを結婚式場に招待し、お茶やお菓子などで済ませる「披露宴」を行いました。この招待客は数百人になることがありますが、当時は生活が豊かではなかったので、招待客のすべてにお食事を準備するのは大変だったのでしょう。また、結婚式は、計画から実施、食事の準備から式場の装飾まで、すべて自分たちで準備しました。都会では今、日本と同じように、イベント会社に任せて何から何までやってもらいますが、地方では昔と同じように、自分の家で披露宴を行う人達も少な

くありません。招待客は数百人どころか千人になる結婚式もあると、最近地方で結婚したばかりの、知り合いの若い男性が教えてくれました。



China [中国]

羌 国華(元JITCO 母国語相談スタッフ)

映画からみる中国の結婚式の変遷

中国では、「異郷の地での旧知との出会い」「殿試への合格」「結婚式の夜」が人生の三大喜びといわれています。

このうち、結婚式は映画でもよく取り扱われています。第38回ベルリン国際映画祭(1988年)で金熊賞を受賞した『紅いコーリャン』(Red Sorghum)(張芸謀監督)における結婚式は1930年代から1940年代の中国山東省の農村の民俗を反映しているものです。結納として男性側が女性側に大きな黒いラバを与えました。花嫁が嫁に行く時に「開臉」(顔・首の産毛やむだ毛を除いて鬢の生え際を整える等)をし、結婚式の日に花嫁は赤い布を被り、赤いシャツ、赤いズボン、赤い綿のジャケット・ズボンと、全身が赤一色。移動手段は花轎(美しく装飾を施したかご)で、担ぎ手は練り歩き、顛轎(1歩3回揺れ、かごは上下に揺れ、左右に揺れ)をし、かごに座っている花嫁は、雲と霧の中を飛んでいる神様のように浮遊し、角笛とチャルメラの音と担ぎ手の歌声の中で新郎宅へ向かって行きます。結婚して3日後(地域によっては6、7、9、10日後等)新郎と一緒に実家に戻り、父母や親戚を訪ね、挨拶をし、婿入りの儀式はこれで終了します。

一方、ベルリン国際映画祭で金熊賞を二回受賞した監督李安による「饗宴」(1993年)では、結婚式を挙げる前、児童を新郎新婦のベッドの上ではしゃがせたり、掛布団の中に棗、落花生を入れます(子宝に恵まれるようにという祈願の意)。初対面時の花嫁への贈り物として、新郎の母親は花嫁に紅包(祝儀袋)と金のアクセサリーを渡し、新郎新婦は結婚式で両ひざを突いて父母にお辞儀します。結婚式では新郎が赤い帽子を被り、赤いあわせ服(長



新郎の母親が花嫁に渡し、紅包と金の腕輪

い中国服)を着て、花嫁は最初赤い色のおおとりの冠と刺繍の肩掛けをし、洋風の白色のウェディングドレスに、白いネックチーフを被り、その後、赤いチャイナドレスに着替えました。宴会は昼と夕方に行われ、夜には闇洞房(友人や親類が新婚夫婦の部屋に押しかけて冗談をいったり、からかったり)が行われます。

映画における結婚式をみると、前者は伝統的な結婚式で、後者は中国風の赤と西洋の白の融合、服装も伝統的な服装に洋式のウェディングドレスで、時代による変遷がうかがわれます。

実際、結納だけを見ると、20世紀では自転車、ミシン、ラジオ(70年代)、テレビ、洗濯機、冷蔵庫(80年代)、カラーテレビ、DVDプレイヤー、ステレオ音響機器(90年代)。21世紀に入ると、益々豪華。通常5万円前後ですが、高いところでは100万円プラス住宅、計100万円もあるそうです。

昔は、結婚するには仲人が要りましたが、1960年代は自由恋愛が普通になり、現在では、インターネットのソーシャル・プラットフォームによる恋愛、SNS交友サイト等が流行っています。



Philippines [フィリピン]

畠山 エルサ(JITCO 母国語業務委託スタッフ)

フィリピンの婚姻制度と結婚式

人生で一番大事なイベントであるともいえる結婚式。日本での結婚は居住地の役所へ婚姻届を提出することにより成立し、別途、神社や教会、結婚式場での結婚式と披露宴が行われます。フィリピンにおいても、法的な婚姻と結婚式は別に進められます。フィリピンでの婚姻制度はフィリピン家族法に規定されています。婚姻は、男女共に18歳以上にならなければならないのですが、18~20歳までは両親の同意書が必要となります。婚姻の手続きは、結婚する二人が居住地の役所に結婚許可証の申請を行い、二人の結婚が役所の掲示板に公告されます。問題がなければ、10日後に役所から婚姻許可証が発行されます。結婚式を簡単に済ませるのであれば、そのまま役所で婚姻挙行担当官(市長、裁判官、牧師等)と二人以上の証人の下で宣誓し、婚姻契約書にサインをします。婚姻契約書にサインをして結婚式は終わりとなりますが、その後、家に帰って家族や親戚、友人が集まって披露宴を兼ねてささやかなパーティーをすることも



あります。これを民事婚(Civil Wedding)といいます。

フィリピンは国民の80%がカトリック教徒で、プロテスタント等を含めれば、国民の90%以上がキリスト教系信者となります。そのため、フィリピンでの結婚式の多くは教会で行われることになります。教会やホテル等のチャペルで行われる結婚式を、教会婚(Church Wedding)といいます。教会での結婚式には、フィリピンの伝統的な風習と日本とは少し違ってもカジュアルな特徴がありますので、いくつか紹介させていただきます。まず、カトリック教会での結婚式の大前提は、二人が信者であること。基本的にカトリック教会では信者以外の結婚式を受け付けてもらえません。では、新郎新婦のうちどちらかがカトリック信者で、もう一人が違う場合はどうするかというと、神父との面接やカトリックの教義、結婚に関する指導を数時間受けることで許可されます。教会の結婚式ならではの特征としては、教会はパブリックスペースですので、結婚式の最中でも一般の信者がお祈りに訪れます。一般信者の方も、心の中で一緒に結婚式を祝ってくれているので問題ありません。服装については、ドレスコードなどの決まりはだいたい招待状に書かれています。女性の場合は、白いドレスを避け(新婦が白いドレスを着るため)、華やかなドレスを着ます。男性であれば、バロンタガログを着て行けば問題ありません。また、ドレスコードの代わりにカラーコードを決めていることもよくあります。結婚式の招待状にテーマカラーが指定されていたり、招待状自体の色がカラーコードになっていたります。テーマカラーが示されている場合は、その色の服を着たり、リボンやアクセサリーなどのアクセサリをあわせたり



ブライズメイドとグルームズメンたち

ニが終わると、レストランやバンケットルームに場所を移して、結婚パーティーが始まります。基本パーティーはビュッフェスタイルで、テーブルの中心には必ずレチョン(豚の丸焼き)が置かれています。パーティーもフィリピンらしく開放的で自由な雰囲気が進み、ゲームやダンス、カラオケで盛り上がりますが、途中で新郎新婦によるダンスタイムがあり、マネーダンスと呼ばれています。この時にパーティーの参加者は、現金そのまま又は現金が入った赤いポチ袋のようなものを、新郎新婦に掛けて

いる襷たすきや服に貼り付けていきます。日本の御祝儀とは違ってこれは無記名ですので、純粋に二人を祝福する気持ち(金額)を入れてあげればよいのです。

皆さんも、フィリピンで

の結婚式に招待される機会がありましたら、積極的に参加して新郎新婦の新しい門出を祝福してあげてください。



ブライズメイドとグルームズマンのご家族も大勢参加。賑やかでカジュアルなのはフィリピンならでは。



Indonesia【インドネシア】

秋谷 恭子(JITCO 母国語業務委託スタッフ)

インドネシアの結婚文化

結婚式というと、インドネシア滞在中友人と一緒に、結婚式会場に足を運んだことを思い出します。

都会のホテルで行う挙式もそうですが、自宅を披露宴会場にした地方の結婚式であればなおさらで、表の道路に簡易テントを張り日陰をつくって来客をもてなしたりと、人の出入りも激しく、見ず知らずの人も入ってきそうで、恐怖を覚えたことを思い出します。一方で、おらかなインドネシアの自宅での結婚式で振舞われる食事は、出張ケータリングサービスもあり、近所の人々も集まります。当然ですが、大賑わいの様相を呈していました。日本と大きく違うことは、会場に招待された客だけでなく、飛び入り参加の人も広く受け入れてくれることでしょうか。

ジャワの村では、結婚式の開催を知らせるために、植物の葉でつくられた背の高い目印をたなびかせます。遠くからもわかるように、会場に通じる四辻の角や門扉脇に設置されるのです。

これは、3メートルほどある青竹に結び付けられたジャヌール(Janur: ジャワ語)という、ヤシの葉を複雑に編んでつくられた、儀式用の御飾りです。対で飾られたり、単体や複数の集合体で飾られたりします。この文化は、ジャワ島に住む、ジャワ族やスダ族、バリ島のバリ族の文化です。

特に、バリ島のジャヌールはヒンズー教の日々の儀式で、お供え物の器として一



ジャヌール

緒に供されたり、儀式の規模によっては、大きな制作物であったり、果物や熱帯の花を添えた物もあり、その形や大きさ、つくり方、編み方も様々です。このジャンルは、都会の結婚式会場や祝いの席にも常に添えられ、祝いの席に華を添えています。

また、東西に広がるインドネシアでの結婚式は、当然ですが、すべてを把握することなどももちろんできませんが、花嫁花婿が属している民族と地域性、宗教の三要素で式の方針はおおむね決められています。

先日、日本で結婚式を挙げた技能実習生同士の結婚式に立ち会わせていただきました。彼らは、イスラム教徒同士であるため、日本のイスラム寺院モスクで式が行われました。新郎の友人である成人男性の



日本のモスクで行われた、技能実習生同士の結婚式

立会人らと、イスラム教の教義を熟知する見届け人、仲間の実習生と私たち、それからモスクに偶然訪れた人たちも式の様子を見守ります。新郎新婦は教義に則って、書面に署名などをして終了です。心温まる瞬間に立ち会わせてもらいました。

以前であれば、3年間の技能実習を終えてから本帰国後、式を挙げる実習生もいましたが、最近では、技能実習3号や特定技能の増設、コロナ感染症の流行に伴う渡航制限もあり、結婚適齢期にあたる実習生たちは、結婚のタイミングに翻弄されているようです。一時帰国のタイミングで式を計画したり、日本で知り合った実習生同士で、今回のように式を挙げることもあります。



Thailand [タイ]

小森 里江子(元 JITCO 国際部母国語スタッフ)

結婚式なのに邪魔が入る!? タイの伝統的な結婚式とは

日本の結婚式ではどこか会場を貸し切って行うのが一般的ですが、タイの結婚式はそんな日本式とは大きく異なります。今回は、タイ式結婚式の一般的な流れやマナーについて書きたいと思います。

まずはじめに、タイの伝統的な結婚式が行われるのは新婦の

家になります。親戚や友人だけではなく、両家の近所の人も招くことが多いです。当日の花嫁の家では新郎や新郎側の参列者をもてなすために早朝から新婦の親族を中心に集まって準備をします。具体的には、家の飾り付けや食事の準備、会場のセッティングなどです。花嫁は家の奥で人目に付かぬよう準備をします。新郎はというと、仲人や親族、友人と一緒に自身の家を出発し、新婦の待つ家に向かいます。この道中が大変独特で、象に乗り馬に乗りたりして周りは賑やかな楽隊に囲まれてパレードを行いながら歩いて行くのが特徴です。独特なお囃子もあり、これを聞くと今から結婚式が行われることがわかります。

新婦の家の近くまで来ると、なんと新郎の行く手に新婦の友人が立ちはだかり妨害を始めます(といっても軽いもので、暴行などは一切ありません)。これを通り抜けるには、通行料を支払う必要があります。これには、新郎の甲斐性をみる意味合いがあるそうです。通行料を支払うことで新婦の家の中に入ることができ、新婦の両親に結納品を渡して結婚を許されれば、新婦の隣に座ることができず。こうして、儀式を始めることができるのです。



儀式はタイらしく僧侶の読経 僧侶の話を聞く新郎新婦

から始まります。僧侶の数は9人と決まっており、全員に食事を献上し、結婚に向けたありがたいお言葉をもらうことで、結婚生活の平穏を祈ります。その後、タイ仏教で神聖な意味を持つ糸で編んだ冠を新郎と新婦の頭に載せ、仲人に対して結婚の誓いを行なったのち、ナムモンと呼ばれる聖水を二人の手に、参加者全員から順番にかけてもらいながらお祝いの言葉をもらって、儀式を終えます。そのあとは参列者と一緒に楽しく食事をしたり踊ったりして楽しんで、結婚式全体が終了。二人はめでたく公認の夫婦となるのです。



参加者全員から聖水をかけてもらう様子

最後に参列する際のマナーですが、ドレスカラーに規定があることが多いです。たとえば、黒は死を連想させ、赤は血を連想させるため、参列者のドレスカラーではNGとされています。また、テーマカラーが指定されていることが多く、その指定に従うことも必要です。こう聞くと少し面倒な気もしますが、統一感があって会場が華やかになるかもしれないですね。

JITCOの各種セミナーのご案内

詳細とお申込は、こちらから
<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

JITCOでは、外国人材の受入れに関する各種セミナーや、技能実習法に基づく養成講習を開催しております。詳細とお申込みは、JITCO ホームページのセミナーページをご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております。

セミナーカレンダー

日程	セミナー内容	場所	担当部	お問合せ先
4月	13日(木) 特定技能制度説明会 	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談課	03-4306-1160
	27日(木) 外国人材受入れセミナー (入国・在留手続と申請等取次制度について)	JITCO東京本部	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
	27日(木) 【サテライト】外国人材受入れセミナー (入国・在留手続と申請等取次制度について)	宮城県仙台市、愛知県名古屋市、 大阪府大阪市、広島県広島市、 福岡県福岡市	申請支援部企画管理課	03-4306-1127
5月	18日(木) 技能実習制度説明会 	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談課	03-4306-1160
	2日(金) 日本語指導担当者セミナー(基礎知識編) 	JITCO東京本部から配信	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
6月	8日(木) 特定技能制度説明会 	JITCO東京本部から配信	実習支援部相談課	03-4306-1160
	23日(金) 特定技能外国人受入れ実務者セミナー 	JITCO東京本部から配信	講習業務部業務課	03-4306-1138
	23日(金) 特定技能外国人受入れ実務者セミナー	JITCO東京本部	講習業務部業務課	03-4306-1138
	30日(金) 外国人材との「やさしい日本語」話し方セミナー 	JITCO東京本部から配信	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168

※技能実習法に基づく養成講習も実施しております。詳細は上記セミナーページをご覧ください。
 ※2023年3月3日時点。開催情報は追加・変更することがございます。
 ※お申込み受付を開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がございますがご容赦ください。
 ※ はインターネットを利用したオンライン上での開催方式です。JITCO東京本部から配信いたします。



かけはし(JITCO JOURNAL) 第32巻153号

発行日 2023年(令和5年)4月1日

発行 **公益財団法人 国際人材協力機構** 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1116

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>

※本誌掲載の記事・画像等を無断で複写・複製・転載することを禁じます。



特定技能外国人、外国人技能実習生を受け入れる体制作り 割安な保険料・充実した補償の保険

特定技能外国人、外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

- 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険**
在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
- 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償**
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

- 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償**
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。〈示談交渉サービス付〉
- 4 割引が適用された割安な保険料**
公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額				保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	滞在期間12か月 (※治療費用100%補償1ヵ月付帯)
死亡・後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用				
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	13,810円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	17,910円
3	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	21,460円
5	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3億円	300万円	14,800円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	11,430円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	11,130円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	17,650円

(注1) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。
 (注2) 他の保険期間でのご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。
 (注3) 治療費用100%補償期間は1ヵ月以外もごさいます。
 ※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。
 ※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。
 ※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。
 三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。
 保険に関するお問い合わせは

WEB募集は
 こちらから **k-kenshu.net**

代理店・扱者(お問い合わせ先)
株式会社国際研修サービス 随時受付中
TEL 03-3453-3700 **FAX 03-3453-3703**
<http://www.k-kenshu.co.jp/>

技能実習 Days

デイズ



JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆様からご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

株式会社岡本技研

弊社敷地内にある桜の木は、毎年見事に花が咲き、従業員の心を潤してくれています。

所属の技能実習生たちも、休憩の度につぼみをみたりしながら、毎年の開花を楽しみにしてくれているようです。

満開時はなかなかの迫力。こそってお花見です。(2022年5月投稿)



みやぎオーバースー協同組合

技能実習生と毎月参加している、恒例のうみはま掃除をしたあとは、サンセットまでスケートボードをしました。インドネシア人実習生の女性2名と、入国後講習中のインドネシア人実習生の男性2名が参加してくれました。たくさんの日本人やアメリカ人と会話しながら、楽しく海をきれいにし、また、スケートボードも楽しんで、充実した一日を過ごしました。(2022年12月投稿)



日本メカニック株式会社

今年に入り、フィリピン人技能実習生9名と一緒に、東京スカイツリーに登りました。みんな大はしゃぎで、日本人スタッフに感動と喜びを伝えてくれました。当社の技能実習生は1号(在籍半年)、2号(在籍3年)、3号(在籍4年半)と複数名おりますが、会社でもプライベートでも大変仲がよく、先輩が率先して技術や知識を教えてくださいました。(2023年1月投稿)



写真を掲載しませんか？ 応募要項は JITCO ホームページをご覧ください。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/days/>